様式第十八（第13条関係）

認定事業参入計画の変更不認定通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

平成　年　月　日付けで変更認定申請のあった事業参入計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第22条第５項において準用する同法第21条第４項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十九（第13条関係）

変更後の認定事業参入計画の内容の公表

１．変更認定をした年月日

２．変更後の認定事業参入事業者名

３．変更後の認定事業参入計画の目標

⑴　事業参入に係る事業の目標

⑵　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標

４．変更後の認定事業参入計画に係る事業参入の内容

⑴　事業参入に係る事業の内容（良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容を含む。）

⑵　事業参入を行う場所の住所

⑶　関係事業者又は外国関係法人に関する事項

５．変更後の事業参入の開始時期及び終了時期

（記載要領）

「３．変更後の認定事業参入計画の目標」、「４．変更後の認定事業参入計画に係る事業参入の内容」中、認定事業参入事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十（第14条関係）

認定事業参入計画の変更指示の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

平成　年　月　日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第21条第４項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第二十一（第15条関係）

認定事業参入計画の認定取消通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

平成　年　月　日付けで認定をした事業参入計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

農業競争力強化支援法第22条第２項及び第３項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。